

## 下水道排水設備指定工事店の違反行為への対応について

### 1 現状及び課題

#### (1) 現状

無届工事や完成届遅延などの違反行為を行っている下水道排水設備指定工事店に対して、担当課（下水道整備課）による指導を行っているが、多くの違反行為が発生し、下水道料金の賦課漏れにつながっている現状にある。継続して違反行為を行った指定工事店があった場合には、「前橋市水道局下水道排水設備指定工事店の違反行為に係る事務処理等要綱」に基づき、水道局長及び各課長で組織する審査委員会を開催のうえ、指定停止などの処分を決定している。

#### ※下水道排水設備指定工事店

家庭等で使用された水を外部へ排出するための設備の工事を行うため、事業者から指定を受けた工事店

#### (2) 課題

要綱に違反行為に対する処分内容を規定しているが、違反行為を何件行ったら、何か月の指定停止の処分を行うかが明確になっていないため、処分基準が不明確となっている。

#### (3) 処分実績（平成30年度以降）

No.	事業者	違反内容	処分内容
1	A	完成届遅延 12件 未申請及び完成届遅延 12件	指定停止3か月
2	B	未申請 3件 完成届遅延 8件 未申請及び完成届遅延 6件	指定停止3か月
3	C	完成届遅延 15件	指定停止3か月
4	D	完成届遅延 18件 未申請及び完成届遅延 3件	指定停止3か月

### 2 今後の方向性

違反行為に対する処分の基準を明確にし、違反に対する抑止力を高めるとともに、違反行為の削減につなげるため、違反行為に対する点数制を検討することとしたい。

#### ※点数制

違反内容に対する点数を決めておき、一定期間に一定の点数以上の違反を行った指定工事店に対して、処分内容を決定する制度

#### (1) 点数制導入にあたっての課題・留意点

##### ① 処分基準の明確化

違反件数の削減につながるような処分基準の検討

##### ② 点数制の運用方法

点数制を導入した場合の運用方法の検討

##### ③ 処分の公表方法

違反に対する抑止力が働くような公表方法の検討